

職員の福利厚生と利益保護の状況

○地方公務員法の規定により、職員のための共済制度や福利厚生事業を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

共 済 制 度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
福 利 厚 生 制 度	職員は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会及び中播衛生施設事務組合職員互助会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

○健康管理

定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施。

○公務災害・通勤災害の発生件数（平成 28 年度）

・公務災害・・・0件 ・通勤災害・・・0件

○利益の保護

職員は、給与・勤務条件について必要で適切な措置を取られるよう要求することや、懲戒その他職員の意に反した不利益処分を受けたと思う時は、中播公平委員会に申し立てをすることができます。

（平成 28 年度発生件数）

・勤務条件に関する措置の要求・・・0件
・不利益処分についての不服申立て・・・0件